

低入札価格調査制度について

1. 低入札価格調査制度とは

低入札価格調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を下回る価格で入札した落札候補者について、契約内容に適合した履行がなされるか否かについて河南町低入札価格調査委員会において調査を行い、調査の結果履行がされると判断された者が、落札者とする制度です。

2. 調査基準価格を下回る入札があった場合には

- ・低入札価格調査を実施し、後日落札者を決定します。
- ・調査基準価格を下回る価格をもって入札した者は、評価値が最も高い者であっても必ずしも落札者とならない場合があります。
- ・失格基準価格を下回る価格での入札は失格となります。
- ・事後の事情聴取等に協力してください。協力しない入札者は失格となります。
- ・調査基準価格を下回る価格で入札しようとする者は、入札書提出期限までに「根拠資料」を作成しておいてください。
- ・落札候補者は、入札（開札）日の翌日（休日の場合は、翌開庁日）までに「根拠資料」を持参していただきます。根拠資料を提出できなかった者は失格となります。
- ・低入札価格調査の結果、失格判断基準に該当する者は失格とします。
- ・落札者が決定した後、調査結果を公表します。

3. 低入札価格調査を受けた者と契約を締結した場合には

- ・契約保証金が、「10分の1」から「10分の3」以上となります。
- ・契約解除の違約金が、「10分の1」から「10分の3」となります。
- ・前払いの率が、「10分の4」から「10分の2」以内となります。
- ・工事の配置技術者を、専任で配置するほか、監理技術者または主任技術者をさらに1名専任で現場に配置していただきます。
- ・下請負契約を行った場合は、施工体制台帳及び施工体系図を提出していただきます。
- ・施工体制台帳、施工計画書の内容が低入札価格調査時の内容と異なる場合は、その理由等の確認をし、監督体制を強化します。

4. 問合せ先

河南町役場 総務部契約検査室 TEL0721-93-2500（内線 360・361）